

日本女子テニス連盟広島県支部規約

< 総 則 >

- 第1条 本支部は、日本女子テニス連盟(略称 JLTF)広島県支部と称する。
- 第2条 本支部は、日本女子テニス連盟(略称 JLTF)に所属し、広島県テニス協会に加盟する。
- 第3条 本支部の事務局は、広島地区に置き、大会運営部は広島地区と東部地区に置く。

< 目 的 >

- 第4条 本支部は、スポーツ精神に基づき、会員及びテニス愛好家の生涯スポーツとしてのテニスの普及発展に貢献することを目的とする。
- (1) テニスを通して親睦を深め、心身の育成と技術向上を目指す。
- (2) JLTF 本部の活動目的を理解し、これを支援する。

< 事 業 >

- 第5条 本支部は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) テニス大会の開催、技術の向上強化、及びテニスの普及に関する事項。
- (2) JLTF の事業参加、広島県テニス協会の事業協力に関する事項。
- (3) テニスに関する情報の収集伝達に関する事項。
- (4) 他支部との親善交流に関する事項。
- (5) その他、本支部の発展向上のために必要な事項。

< 会員および組織 >

- 第6条 本支部は、県内居住または県内のクラブに所属する女子テニス愛好者で支部の活動目的に賛同する者によって構成する。
- 第7条 本支部の会員となるには、次の手続きを行う。
- (1) 会員登録期間に所定の申込書を提出し、会費を納入する。但し、他県より転入者の入会手続きに關しては随時受け付ける。
- (2) 会費は次の通り定める。
- ① 入会金 500円 ② 年会費 1,000円(内 JLTF 本部に400円)
- 第8条 本支部は、スポーツ精神に反する行為、その他諸規則に違反した者は、理事会の決議により、除籍、資格停止、その他適当と認める処置をとることができる。

< 役 員 >

- 第9条 役員構成
- 本支部は、支部長、理事長、常務理事、理事の役員によって構成される。副支部長、副理事長は必要に応じて置くことができるものとする。
- 上記の役員その他、会計監査を置く。但し、表決権は持たない。
- 第10条 役員選出
- 支部長及び副支部長は、常務理事会において推挙し、理事会、総会において承認する。
- 理事は、会員の互選により選出する。
- 第11条 役員任期
- (1) 役員任期は2年とし、欠員により就任した者の任期は残任期間とする。
- 但し、再任は妨げない。
- (2) 支部長の任期は2年とし、再選は3回までとする。
- (3) 理事長及び常務理事の任期は2年とし、同一職務の再選は2回までとする。
- (4) 役員は、任期満了後も後任者の就任まで、引き続きその職務を行うものとする。
- 第12条 役員任務
- (1) 支部長は、本支部を代表し、支部の業務を統轄し、総会及び理事会の議長となる。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長不在の時はその職務を代行する。

- (3) 理事長、副理事長は、支部長の命を受け、本支部の業務を掌理する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、支部運営の重要事項を審議する。
- (5) 常務理事は、理事会で定められた会務及び理事長の指示する事項を処理する。
- (6) 会計監査は、支部の会計業務を監査し、総会に出席して報告するものとする。

< 会 議 >

第 13 条 総会

- (1) 総会は、会員によって構成され、本支部の議決機関である。通常総会は、年 1 回支部長が招集し開く。臨時総会は、必要に応じて開くことができる。
- (2) 総会は、表決権を有する理事、各クラブの JLTF 広島県支部会員代表者の $\frac{1}{2}$ 以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。
- (3) 次の事項は、総会の承認を得なければならない。
 - ①前年度の収支決算及び事業報告。
 - ②次年度の収支予算及び事業計画。
 - ③本規約の改正。
 - ④その他規約に定める事項。

第 14 条 理事会

- (1) 理事会は、支部長、副支部長、理事長、副理事長、常務理事、理事をもって構成し、支部長が招集する。
- (2) 理事会は、次の事項を決議する。
 - ①総会に付議すべき議案の審議。
 - ②役員 の 推 薦 。
 - ③総会の決議により理事会に委任された事項。
 - ④その他支部長が必要と認めた事項。
- (3) 理事会は、理事の $\frac{1}{2}$ 以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。
- (4) 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

第 15 条 常務理事会

- (1) 常務理事会は、支部の運営事項を審議する。
- (2) 常務理事会は、支部長、副支部長、理事長、副理事長、常務理事をもって構成し、理事長が必要と認めた時に随時開催し、理事長が議長となる。
- (3) 常務理事会は、構成員の $\frac{1}{2}$ 以上の出席をもって成立する。

< 会 計 >

第 16 条 本支部の会計は、入会金、年会費、助成金、一般寄付金、競技収入及びその他の収入をもって支弁する。

第 17 条 本支部の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

< 事 務 局 >

第 18 条 本支部の事務局は、連絡窓口となる。

< 補 則 >

第 19 条 本規約の施行に関し必要な細則は、理事会の承認を得て別に定める。

第 20 条 本支部は昭和 5 8 年 4 月に設立し、本規約は昭和 62 年 1 月 1 日より施行する。

平成 12 年 1 月 1 日改正
平成 21 年 3 月 3 日改正
平成 26 年 3 月 4 日改正
令和 8 年 3 月 2 日改正